

## 公益社団法人計測自動制御学会

## 寄附金取扱規程

## 制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2014年6月19日	策定		総務委員会	予算小委員会・制度小委員会起案により総務委員会にて作成
2014年6月19日	制定	v1.0	理事会	理事会にて承認・制定

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 通常型寄附金：この法人の会員を含む広く一般社会に対し、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- (2) 公募型寄附金：この法人の会員またはこの法人の会員を含む広く一般社会に対し、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- (3) 特別寄附金：前各号のほか、個人または団体から受領する寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭の他金銭以外の財産権も含むものとする。

## (通常型寄附金の募集)

第3条 この法人は、常時通常型寄附金を募ることができる。

- 2 通常型寄附金は、寄附金総額の「公益目的事業会計」への使用比率を明らかにして募ることができる。「公益目的事業会計」への使用比率を明らかにしていない場合、寄附金総額の50%を「公益目的事業会計」に使用する。

## (公募型寄附金の募集)

第4条 この法人は、募集の趣旨もしくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次に規定する資金用途（計画）およびその他寄附金の募集に必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出して承認を得た後、公募型寄附金を募ることができる。

- 2 公募型寄附金は、寄附金総額から適正な募集経費を差し引いた額の「公益目的事業会計」への使用比率を明らかにしなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

## (募金目論見書の交付など)

第5条 この法人が公募型寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、会誌・web ページなどにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附したのものに対しては、募金目論見書は事後に交付しても構わない。

## (受領書などの送付)

第6条 この法人が通常型寄附金または公募型寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および第4条第1項の募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項及び特別寄附金の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載しなければならない。

(募金に係る結果の報告)

第7条 この法人は、公募型寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付しなければならない。ただし、会誌・web ページ上の公開で代えることができる。

2 この法人は、公募型寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る決算報告書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付しなければならない。ただし、会誌・web ページ上の公開で代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附者の資金使途などの意思を寄附書にて確認する。

2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているとき、もしくは負担が付されているとき、相当の管理費用などの経費負担が生ずるとき、または管理リスクが生ずるときは、その受領および取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

(寄附金の辞退)

第9条 寄附金が下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に規定するもの以外の個人または団体が、その寄附により特別に利益を受ける場合。
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人に著しい資金負担が生ずる場合。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるものおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第10条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報取り扱い規程に従うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

(細則)

第13条 この規程の実施に必要な細則は、総務委員会にて別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、2014年6月19日から施行する。